

2022年7月26日

社員各位

コロナ対策本部

「新型コロナウイルス感染症」に対する当社の基本方針（第12次）

オミクロン株の感染再拡大を受けて、第11次基本方針(2022.6.28 発出)を以下のとおり改定します。追加・変更点は赤字ゴシックで示しています。

＜基本方針＞

1. 当社役職員、その家族及び取引先への感染防止を最優先とする。
2. 「出勤前の自宅での体温測定→社用携帯での撮影→画像を LINEWORKS で平川課長へ送付」を2022年7月27日(水)から再開する。
3. 当社役職員の業務上及びプライベート上の行動によっては、感染予防対策の観点から一定期間の自宅待機またはテレワークを命ずる（目安2日間程度）。
4. 通常業務態勢を維持するが、「秋田県新型コロナウイルス感染警戒レベル」がレベル3以上になった場合、「午前・午後別本社勤務体制」の実施を検討する。
5. 新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」）の設置を継続する。対策本部から適宜・適切な対策・指示を行う。
6. 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場所」の3条件が重なる場を徹底して避ける。

1. 対応策（第12次）

（1）会社全体

- a 取引先の許可を得て、営業等の通常活動を行う。
- b 会社主催によるイベント等の開催を引続き自粛する。
- c 海外の出張は引き続き自粛する。
- d 国内の出張に関する取扱い

不急の出張は避け、電子メールやWEB会議を推奨するとしていたこれまでの取扱いは継続するが、次の点について留意したうえでの国内出張を認める。

- ① 出張に係る事前の手続きを徹底し、なるべく少人数での出張とすること。
- ② 面会相手や時間、経路、訪問場所などについて、稟議書に記載すること。
- ③ 出張期間中(出張前後を含む)の検温等の健康管理を徹底すること。発熱等の風邪の症状がみられる場合は出張又は出張後の出勤を取りやめること。

- ④ 移動を含めた出張期間におけるマスク着用、手洗い等を徹底し、三密(密閉・密集・密接)を避けるよう努めること。
- ⑤ 出張先が定める感染防止策に従うこと。
- e 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用を受けた都道府県、および自治体独自の緊急事態宣言が発出された都道府県からの来社は、自粛を要請する。
- f 社内の会議・打ち合わせの開催は必要最小限とする。
- g 除菌の強化
 - ①複数名で共同利用する車両(含 フォークリフト)は、使用者が使用後に必ず除菌する。
 - ②トイレ・洗面所等は使用者、集荷室・台車は業務・総務課が定期的に除菌する(ドアノブ等接触する部分を重点的に)。
 - ③対策本部及び内勤者は、2時間毎(10時・12時・14時・16時)に外の空気を入れ、換気する。
- h 「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」を会社用携帯でインストールし(必須)、プライベート用携帯でもインストールする(推奨)。
- i 当社の顧客で感染者が発生した場合は、速やかに対策本部に報告する。

(2) 社員への指示等

a 業務上

① 会食等

業務上の会食は、4名以下とし、1次会のみとする。取引先および加盟団体等による会食に参加する場合は、対策本部の許可を得る。

② 海外への往来

自粛する。

③ 他都道府県への往来

イ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用を受けた都道府県、および自治体独自の緊急事態宣言が発出された地域への訪問は自粛する。

ロ 上記「国内出張に関する取扱い」とする。

ハ 対策本部が指定する都道府県を往来したときは、次の措置を行う。

※注 第10次基本方針**以降**での指定先：

首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県)、関西圏(大阪府、京都府)

(イ) 往来後は在宅勤務とする(2～3日間。日数は下記(ハ)の結果受領時期による。)。休日は日数に通算する。

(ロ) 2日目にPCR検査を受検する。

受検場所：秋田市、大館市のPCRセンター等

受検費用：会社負担

(ハ) PCR検査の結果、陰性だった場合は、結果を受領して上司に報告した時点から出社を認める。

(二) 陽性だった場合は、対策本部に連絡し指示を受ける。

(ホ) 往来後2週間は会食（社内での昼食を含む。）を避けること。

b プライベート

①会食等

「マスク会食」を励行し、飲食店の選定では感染予防対策が万全な店を選定すること。

②居住県外の都道府県への往来

イ 緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置の適用を受けた都道府県、および自治体独自の緊急事態宣言が発出された地域への訪問は自粛していただきたい。

ロ. 不急の訪問を避け、訪問地域の感染状況を調査したうえで、感染防止を最優先とした行動を行っていただきたい。

なお、対策本部事務局及び所属部署長へ事前に「県外への滞在期間・滞在都道府県名・交通機関」を必ず連絡（メール・LINEWORKS 等形式は問わない）すること。

※本人ではなく、県外在住別居家族の往来（帰省等）の取り扱いは、本紙5. Q & A に詳細を記載。

ハ. 県外への往来があった場合に訪問・入場を制限される可能性がある顧客を持つ営業スタッフにおいては、顧客の規制内容を十分に注視しながら自身の往来を検討すること。

ニ やむを得ずの都道府県を往来したときは、次の措置を行う。

(イ) 往来後は在宅勤務とする（2～3日間。日数は下記（ハ）の結果受領時期による。）。休日は日数に通算する。

(ロ) 2日目にPCR検査を受検する。

受検場所：秋田市、大館市のPCRセンター等

受検費用：会社負担

(ハ) PCR検査の結果、陰性だった場合は、結果を受領して上司に報告した時点から出社を認める。

(二) 陽性だった場合は、対策本部に連絡し指示を受ける。

③国や県の指針で提示されている感染防止策を徹底すること。

c 毎朝の検温の報告

① 出勤前に自宅で体温を計り、その結果を社用携帯で撮影し、画像をLINEWORKSで事務局（平川課長）へ送信すること。

検温結果、37.5度以上あれば、対策本部へ連絡のうえ出勤しないこと。

② 再開日：2022年7月27日(水)

d 週報（訪問記録）の記入

社員・役員の行動ルート、接触者を把握するため、週報の記入を徹底すること。
また、その際、打ち合わせ・面談した顧客名も同時に記載すること。

- e 勤務時間内外にかかわらず、手洗い・消毒を徹底する。
オフィスに入る際は、直ちに必ず実施すること。
- f 上記の他、咳エチケット・人混みを避ける等の一般感染症対策を徹底すること。
(既にマスク・消毒液を支給済み)
- g 当社への来訪者への対応時、原則全員に対して入口にある消毒液の使用を促す。
また、来訪者への検温を実施すること。
- h 以下の症状がみられる場合は、対策本部に直ちに報告の上で休暇を取得し、医療機関で受診すること。
また、同居家族が以下の症状となった場合も、対策本部に直ちに報告すること。
加えて、自身が他の感染者の濃厚接触者となったときも、出勤せずに対策本部に報告すること。

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

- i 暴飲暴食を慎み、規則正しい生活を送ること。
- j 平日・休日問わずイベント等へ参加する場合は、感染防止対策を徹底すること。
- k 家族の健康管理に特段の注意を払うこと。

(3) 各拠点に対する指示 ※(2) a 検温の結果送信は各拠点も対応

- a 能代事務所
- b 東京支社

開発推進部長の判断の下、通常態勢に戻す。ただし、開発推進部長の判断で

①テレワーク、②フレックスタイム、③自宅待機等の措置の継続を認める。

- c 長崎（出向）

本社と同様の対応とする。また、出向先である（株）ファーマコセルの方針・指示に従う。

2. 体制

(1) 対策本部の設置

a 情報・対策等の一元管理から対策本部を設置する。

名称：新型コロナウイルス感染症対策本部（通称 コロナ対策本部）

本部長：社長

副本部長：専務

メンバー：後藤部長、加藤部長、天野部長、樋口部長

事務局：業務・総務課

b 対策本部の役割

情報の収集・一元管理と感染防止に向けた対応策の指示

c 事務局の役割

対策本部をサポートする。

3. 期間

本指針は、2022年7月26日から対策本部が解散宣言を出すまでとする。

4. その他

全役職員が上記事項を徹底し、徹底し切れていないときは相互に注意喚起し合うこと。

5. Q & A

Q 1 : まん延防止等重点措置の適用を受けた都道府県および自治体独自の緊急事態宣言が発出された都道府県から子息が帰省し（例えば5月の連休等）、一時的な同居生活を通じて濃厚接触した場合は、在宅勤務となるのか。

A 1 : 「1. 対応策」→「(2) 社員への指示等」→「b プライベート」→「② 居住県外の都道府県への往来」→「ニ」と同様とする。

まん延防止等重点措置の適用を受けた都道府県および自治体独自の緊急事態宣言が発出された都道府県以外のケースは、在宅勤務を命じず、報告も不要。

Q 2 : 機械の設置やメンテナンス関連で、まん延防止等重点措置の適用を受けた都道府県および自治体独自の緊急事態宣言が発出された都道府県からの営業マンやサービスマンと同行して顧客対応を行った場合、帰社が不可となり翌日以降、在宅勤務となるのか。

A 2 : 原則、在宅勤務を命じない。

ただし、当該営業マンやサービスマンに当社の新型コロナウイルス感染症に対する基本方針を伝え、濃厚接触を避ける。

具体的には次の対応をする。

- ①空港や駅等からの送迎を行わず、各自の車で移動する。
- ②一緒に会食を避ける。
- ③ソーシャルディスタンスを確保する。
- ④手洗い、手指消毒を小まめに行う。

以 上